

令和3年第2回奥州市議会定例会付議事件

(令和3年6月4日)

- 議案第1号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第3号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第4号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第5号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第6号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第7号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第8号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第9号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第10号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第11号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第12号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第13号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第14号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第15号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第16号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

- 議案第17号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第18号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第19号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第20号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第21号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第22号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第23号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第24号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第25号 奥州市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を  
求めることについて
- 議案第26号 令和2年度奥州市一般会計補正予算（第20号）の専決処分に関し  
承認を求めることについて
- 議案第27号 令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第8号）の専  
決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第28号 令和2年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の  
専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第29号 令和2年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処  
分に関し承認を求めることについて
- 議案第30号 令和2年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）の専決  
処分に関し承認を求めることについて
- 議案第31号 令和2年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第2号）の専決処  
分に関し承認を求めることについて
- 議案第32号 令和2年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）の専決  
処分に関し承認を求めることについて
- 議案第33号 令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）  
の専決処分に関し承認を求めることについて
- 議案第34号 奥州市税条例等の一部改正について

- 議案第35号 奥州市訪問入浴介護に関する条例の一部改正について
- 議案第36号 奥州市介護保険条例の一部改正について
- 議案第37号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第38号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第39号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第40号 令和3年度奥州市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第41号 令和3年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第42号 令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について
- 報告第2号 令和2年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第3号 令和2年度奥州市米里財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第4号 令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第5号 令和2年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第6号 令和2年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第7号 江刺開発振興株式会社の経営状況の報告について

## 議案第1号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 浅野 輝夫  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

### 提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

## 議案第2号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 阿部 恒久  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

### 提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第3号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 家子 洋子  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第4号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 伊藤 周治  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第5号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 岩 淵 壽 子  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第6号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 植松 郁男  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第7号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 小澤 靖  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第8号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 小野 鮮悦  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第9号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 小野寺 和明  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第10号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 菊地 隆文  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第11号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 紺野 弘行  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第12号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 佐々木 生子  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第13号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 佐々木 齊  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第14号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 佐藤 守  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第15号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 佐藤 豊  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第16号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 鈴木 喜一  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第17号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 鈴木 哲也  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第18号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 高橋 善行  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第19号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 千田 傳  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第20号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 千葉 英宏  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第21号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 星 洋子  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第22号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 松戸 正雄  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第23号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 三浦 正幸  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第24号

農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を農業委員会の委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）  
氏 名 渡部 昭吉  
生年月日 （略）

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

農業委員会の現委員の任期が令和3年7月19日をもって満了するため、新たに委員として任命しようとするものである。

議案第25号

奥州市税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めること  
について

奥州市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条  
第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、  
議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

## 奥州市税条例の一部を改正する条例

奥州市税条例（平成18年奥州市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2第4項中「所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改め、「次条第4項」の次に「及び第53条の9第3項」を加える。

第36条の3の3第4項中「所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす」に改める。

第53条の8第1項第1号中「次条第2項及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第53条の9に次の2項を加える。

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第81条の4第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第30項第3号ハ」を「附則第15条第27項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第

15項とし、同条第17項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加え、同条第2項及び第3項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第14条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この条において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)」を加える。

附則第15条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第15条の2中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「令和3年3月31日」を「令和3年12月31日」に改める。

附則第15条の2の2第2項中「同条第2項」の次に「又は第3項」を、「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第16条第1項中「第5項」を「第8項」に改め、同条第2項中「、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第3項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第4項中「、当該ガソ

リン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の3項を加える。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の奥州市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った改正前の奥州市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決第11号

専 決 処 分 書

奥州市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月31日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第26号

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第20号）の専決処分に関し承認を  
求めることについて

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第20号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第3号

専 決 処 分 書

令和2年度奥州市一般会計補正予算（第20号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第27号

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第8号）の専決処分に関し承認を求めることについて

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第8号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第4号

専 決 処 分 書

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第28号

令和2年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分  
に関し承認を求めることについて

令和2年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第5号

専 決 処 分 書

令和2年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第29号

令和2年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分に関し承認を求めることについて

令和2年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第6号

専 決 処 分 書

令和2年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第30号

令和2年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて

令和2年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第7号

専 決 処 分 書

令和2年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第31号

令和2年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて

令和2年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第8号

専 決 処 分 書

令和2年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第32号

令和2年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて

令和2年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第9号

専 決 処 分 書

令和2年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第33号

令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分  
に関し承認を求めることについて

令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

専決第10号

専 決 処 分 書

令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年3月30日

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第34号

奥州市税条例等の一部改正について

奥州市税条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の非課税の範囲の見直し、寄附金税額控除の適用の見直し、医療費控除の特例の適用期限の延長等について規定するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市税条例等の一部を改正する条例  
(奥州市税条例の一部改正)

第1条 奥州市税条例(平成18年奥州市条例第92号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の次に「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の2第1項ただし書中「特定非営利活動促進法」の次に「(平成10年法律第7号)」を加え、「上欄の(二)」を「上欄の(2)」に改める。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第51条第1項第6号中「(平成10年法律第7号)」を削る。

第62条の3第3項中「取消された」を「取り消された」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)」を削る。

第91条第8項中「き損」を「毀損」に改める。

第94条第4項中「第3項第1号」を「前項第1号」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

(奥州市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 奥州市税条例の一部を改正する条例(令和2年奥州市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、奥州市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、奥州市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、奥州市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、奥州市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中奥州市税条例第34条の7第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中奥州市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の奥州市税条例（以下「新条例」という。）

第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の奥州市税条例第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第35号

奥州市訪問入浴介護に関する条例の一部改正について

奥州市訪問入浴介護に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

国の指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正に伴い、当該基準を参考に実施している本市の訪問入浴介護についてもその手数料の額を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市訪問入浴介護に関する条例の一部を改正する条例

奥州市訪問入浴介護に関する条例（平成18年奥州市条例第174号）の一部を次のように改正する。

第9条の表中「1,250円」を「1,260円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後に行った訪問入浴介護について適用し、同日前に行った訪問入浴介護については、なお従前の例による。

議案第36号

奥州市介護保険条例の一部改正について

奥州市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第一号被保険者に係る保険料の減免の特例を適用する期間を延長するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

## 奥州市介護保険条例の一部を改正する条例

奥州市介護保険条例（平成18年奥州市条例第194号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間のいずれかの日を納期限とするもの」を「以降の保険料（令和2年2月1日以降の日を納期限とするものに限る。）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第37号

### 財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 取得する目的

国のGIGAスクール構想に基づき教育用情報端末を整備するため。

#### 2 取得する財産

- (1) 種別 奥州市立小中学校GIGAスクール用情報端末
- (2) 数量 9,000台
- (3) 取得価格 596,475,000円

#### 3 取得の方法

買入れ

#### 4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市水沢佐倉河字川原田85番地1  
氏名 リコージャパン株式会社岩手支社岩手営業部  
部長 飯野 智久

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

#### 提案理由

GIGAスクール構想による教育用情報端末を取得しようとするものである。

## 議案第38号

### 財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 取得する目的

小型動力ポンプ積載車の経年劣化に伴う性能低下等により消防団活動に支障を来さないよう、計画的な車両更新を行い、円滑な消防団活動を図るため。

#### 2 取得する財産

- (1) 種別 小型動力ポンプ積載車（消防団配備車両）
- (2) 数量 5台
- (3) 取得価格 29,446,650円

#### 3 取得の方法

買入れ

#### 4 取得の相手方

住所 岩手県盛岡市洪民字岩鼻69番地24

氏名 有限会社佐々木ボデー

代表取締役 佐々木 清

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

#### 提案理由

消防団活動で使用する小型動力ポンプ積載車を取得しようとするものである。

## 議案第39号

### 財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 取得する目的

現有する凍結防止剤散布車が走行不能となっていることから、これを更新するため。

#### 2 取得する財産

- (1) 種別 凍結防止剤散布車
- (2) 数量 1台
- (3) 取得価格 21,740,950円

#### 3 取得の方法

買入れ

#### 4 取得の相手方

住所 岩手県奥州市水沢真城字杉山下8番地2

氏名 機械興業株式会社本社営業部

所長代理 遠藤 藤吉

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

#### 提案理由

凍結防止剤散布車を取得しようとするものである。

議案第40号

令和3年度奥州市一般会計補正予算（第3号）

令和3年度奥州市一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第41号

令和3年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

議案第42号

令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

## 報告第1号

### 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

## 専決第12号

### 専 決 処 分 書

奥州市胆沢南都田字加賀谷地地内における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

#### 1 損害賠償及び和解の相手方

住所 埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目42番地5

氏名 富士通エフサス東日本カスタマサービス株式会社

代表取締役社長 伊藤祐助 （運転者 三浦正生）

#### 2 損害賠償の額

71,150円

#### 3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を100対0とし、奥州市は、相手方に対し車両損害額71,150円全額を支払う。

#### 4 損害賠償の原因

令和3年2月25日午前11時50頃、農業委員会事務局職員が運転する公用車が胆沢南都田字加賀谷地地内の駐車場において後進した際、同駐車場に駐車していた相手方車両に接触し、当該車両のフロントバンパーを損傷させたことによる。

令和3年5月24日

奥州市長 小 沢 昌 記

報告第2号

令和2年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和2年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

令和2年度奥州市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳				
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円	
2	総務費	1 総務管理費	75,350,000	75,350,000	75,350,000				
2	総務費	1 総務管理費	9,407,000	9,406,100	7,524,000				1,882,100
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	4,928,000	4,928,000		4,928,000			
2	総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1,496,000	1,496,000		1,496,000			
3	民生費	1 社会福祉費	18,276,000	18,276,000			17,300,000		976,000
3	民生費	1 社会福祉費	45,471,000	45,471,000		45,471,000			
3	民生費	2 児童福祉費	901,000	901,000	300,000				601,000
3	民生費	2 児童福祉費	28,695,000	28,694,000		25,805,000	2,800,000		89,000
3	民生費	2 児童福祉費	16,801,000	16,801,000		14,935,000			1,866,000
4	衛生費	1 保健衛生費	18,300,000	18,300,000			18,300,000		
4	衛生費	2 環境衛生費	1,720,000	1,720,000		750,000			970,000
5	労働費	1 労働諸費	150,000	150,000					150,000
6	農林水産業費	1 農業費	3,410,000	3,410,000		3,410,000			
6	農林水産業費	1 農業費	41,196,000	41,195,064	72,000		41,100,000		23,064
6	農林水産業費	1 農業費	12,958,000	12,958,000		12,958,000			
6	農林水産業費	2 林業費	1,320,000	1,320,000	567,655	752,345			
7	商工費	1 商工費	9,625,000	9,625,000			9,600,000		25,000
7	商工費	1 商工費	112,538,000	112,537,500	93,146,000				19,391,500
7	商工費	1 商工費	505,000	504,136					504,136

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
7	商工費	1 商工費	ひめかゆ温泉施設等修繕業務	9,682,000	9,682,000					9,682,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路照明灯LED化改修工事	24,198,000	24,197,200		12,256,000	11,400,000		541,200
8	土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう撤去工事	6,900,000	6,900,000					6,900,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金（通学路改善）事業	63,388,000	63,388,000	66,000	35,449,029	26,900,000		972,971
8	土木費	2 道路橋りょう費	社会資本整備総合交付金道路整備事業	28,131,000	25,620,000	9,000	12,668,000	12,000,000		943,000
8	土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業債道路整備事業	86,226,000	79,297,600			78,300,000		997,600
8	土木費	2 道路橋りょう費	橋りょう長寿命化修繕事業	116,393,000	103,228,581		57,502,000	42,500,000		3,226,581
10	教育費	2 小学校費	小学校教育用コンピュータ購入費	433,402,000	391,155,050	196,330,000	165,330,000			29,495,050
10	教育費	3 中学校費	中学校スクールバス更新事業	9,517,000	7,454,000			6,600,000		854,000
10	教育費	3 中学校費	中学校教育用コンピュータ購入費	225,994,000	205,319,950	103,670,000	87,300,000			14,349,950
10	教育費	5 社会教育費	WEB博物館改修事業	4,000,000	3,999,600	3,999,600				
11	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業（単独）	73,077,000	62,664,600	28,000		41,700,000	200,000	20,736,600
11	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	1,300,000	1,300,000	23,000		800,000		477,000
11	災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	農地農業用施設災害復旧事業（補助）	38,300,000	23,702,000	8,000	16,842,612	400,000		6,451,388
11	災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業（補助）	17,236,000	16,974,000	16,000	11,322,000	5,600,000		36,000
合 計				1,540,791,000	1,427,925,381	481,109,255	509,174,986	315,300,000	200,000	122,141,140

令和3年6月4日提出

岩手県奥州市長 小 沢 昌 記

報告第3号

令和2年度奥州市米里財産区特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和2年度奥州市米里財産区特別会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

令和2年度米里財産区特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳						
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円		
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円			
1	総務費	1	財産管理費	造林事業	2,695,000	2,695,000	975,873	1,719,127			
合 計					2,695,000	2,695,000	975,873	1,719,127			

令和3年6月4日提出

岩手県奥州市長 小 沢 昌 記

報告第4号

令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

令和2年度奥州市工業団地整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳					
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円	
						国県支出金 円	地方債 円	その他 円		
1	工業団地整備費	1 工業団地整備費	工業団地整備事業	31,812,000	31,603,000	103,000		31,500,000		
合 計			31,812,000	31,603,000	103,000		31,500,000			

令和3年6月4日提出

岩手県奥州市長 小 沢 昌 記

報告第5号

令和2年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

令和2年度奥州市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳							不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国庫補助金	企業債	一般会計出資金	工事負担金	当年度損益勘定 留保資金	繰越財源					
											企業債	一般会計出資金				工事負担金
資本的支出	建設改良費	建設改良事業	2,044,033,000	1,421,899,245	460,674,224	0	371,000,000	0	13,700,000	73,866,986	0	0	2,107,238	161,459,531	設計委託3件 業務委託1件 工事請負10件 用地取得1件	
		拡張事業	344,853,900	269,337,510	73,164,000	18,300,000	19,900,000	18,300,000	0	16,664,000	0	0	0	2,352,390	工事請負2件	
合計			2,388,886,900	1,691,236,755	533,838,224	18,300,000	390,900,000	18,300,000	13,700,000	90,530,986	0	0	2,107,238	163,811,921		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳							不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						国庫補助金	企業債	一般会計出資金	工事負担金	当年度損益勘定 留保資金	繰越財源					
											企業債	一般会計出資金				工事負担金
資本的支出	建設改良費	建設改良事業	36,190,000	0	36,190,000	0	0	0	0	90,000	36,100,000	0	0	0	工事請負1件	

報告第6号

令和2年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和2年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告する。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記

令和2年度奥州市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳						不用額	翌年度繰越額に係る繰越を卸すたな資産の購入限度	説明
						国庫補助金	企業債	その他	当年度損益勘定留保資金	繰越財源				
										企業債	負担金及び分担金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
公共下水道 1 事業資本的支出	1 建設改良費	管渠建設改良事業	1,300,979,000	1,070,826,903	202,574,881	66,823,000	125,600,000	0	0	0	10,151,881	27,577,216		工事請負1件 移転補償1件
農業集落排水事業資本的支出 3	1 建設改良費	処理場建設改良事業	170,420,000	39,842,000	130,558,000	64,789,000	58,100,000	0	7,669,000	0	0	20,000		設計委託3件 工事請負4件
合 計			1,471,399,000	1,110,668,903	333,132,881	131,612,000	183,700,000	0	7,669,000	0	10,151,881	27,597,216		

報告第7号

江刺開発振興株式会社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、江刺開発振興株式会社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和3年6月4日提出

奥州市長 小 沢 昌 記